

# 地域医療構想等における議論の現状

厚生労働省医政局

# 2040年を展望した医療提供体制の改革について(イメージ)

- ○医療提供体制の改革については2025年を目指した地域医療構想の実現等に取り組んでいるが、2025年以降も少子高齢化の進展が見 込まれ、さらに人口減に伴う医療人材の不足、医療従事者の働き方改革といった新たな課題への対応も必要。
- ○2040年の医療提供体制の展望を見据えた対応を整理し、地域医療構想の実現等だけでなく、医師・医療従事者の働き方改革の推進、 実効性のある医師偏在対策の着実な推進が必要。

#### 2040年の医療提供体制(医療ニーズに応じたヒト、モノの配置)

現在 都市部集中

- ◆医療資源の分散・偏在
- ⇒都市部での類似の医療機能を持つ医療 機関の林立により医療資源の活用が非 効率に
- ⇒医師の少ない地域での医療提供量の不 足・医師の過剰な負担
- ◆疲弊した医療現場は医療安全への不安 にも直結 2040年

現在 2025年までに

#### 2040年

かかりつけ医が役割を発 揮できる適切なオンライン 診療等医療アクセス確保

> 地域医療連携専門 コンサルテーション



派遣等による医師確保

ICT等の活用による負担軽減

青報ネットワーク

総合的な診療能力を 有する医師の確保

医療機能の集約化

#### どこにいても必要な医療を最適な形で

- 限られた医療資源の配置の最適化(医療従事者、病床、医療機器) ⇒医療計画に「地域医療構想」「医師確保計画」が盛り込まれ、総合的な医療提供体制改革が可能に
- かかりつけ医が役割を発揮するための医療情報ネットワークの整備による、地域医療連携や適切なオンライン診療の実施

#### 医師・医療従事者の働き方改革で、より質が高く安全で効率的な医療へ

- 人員配置の最適化やICT等の技術を活用したチーム医療の推進と業務の効率化
- 医療の質や安全の確保に資する医療従事者の健康確保や負担軽減
- 業務の移管や共同化(タスク・シフティング、タスク・シェアリング)の浸透

#### 2040年を展望した2025年までに着手すべきこと

着手すべきこと

#### 地域医療構想の実現等

- ①全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針の合意形成
- ②合意形成された具体的対応方針の検証と地域医療構想の実現に向けた更なる対策
- ③かかりつけ医が役割を発揮できるための医療情報ネットワークの構築や適切なオンライン診療等を推進するための適切なルール整備 等

#### 三位一体で推進

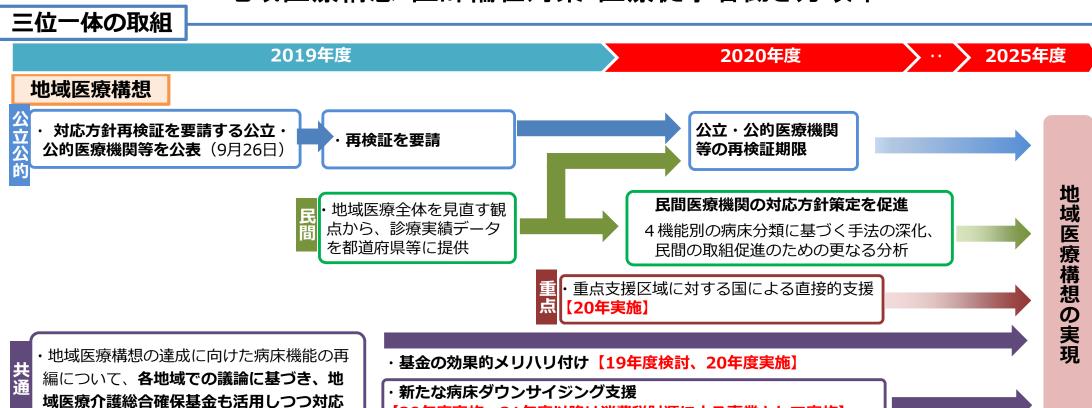
#### 医師・医療従事者の働き方改革の推進

- ①医師の労働時間管理の徹底
- ②医療機関内のマネジメント改革(管理者・医師の意識改革、業務の移管や共同化 (タスク・シフティングやタスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化等)
- ③医師偏在対策による地域における医療従事者等の確保(地域偏在と診療科偏在 の是正)
- ④地域医療提供体制における機能分化・連携、集約化・重点化の推進(これを推進
- するための医療情報の整理・共有化を含む)⇒地域医療構想の実現

#### 実効性のある医師偏在対策の着実な推進

- ①地域医療構想や2040年の医療提供体制の展望と整合した医師偏在対策の施行
- 医師偏在指標に基づく医師確保計画の策定と必要な施策の推進
- ・ 将来の医療ニーズに応じた地域枠の設定・拡充
- ・ 地域ごとに異なる人口構成の変化等に対応した将来の診療科別必要医師数を 都道府県ごとに算出
- ② 総合的な診療能力を有する医師の確保等のプライマリ・ケアへの対応

# 地域医療構想・医師偏在対策・医療従事者働き方改革



#### 【経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) [抜粋]

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、<u>重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行う</u>とともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中に対応方針の見直しを求める。民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、2020年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に所要の措置を講ずる。地域医療介護総合確保基金の配分(基金創設前から存在している事業も含む)における大幅なメリハリ付けの仕組みや国が主導する実効的なPDCAサイクルを構築するとともに、成果の検証等を踏まえ、真に地域医療構想の実現に資するものとする観点から必要な場合には、消費税財源を活用した病床のダウンサイジング支援の追加的方策を講ずる。

【20年度実施、21年度以降は消費税財源による事業として実施】

#### 医師の働き方改革

2024年度~ 労働時間規制の開始



医師偏在対策

2019年度中 都道府県医師確保計画の策定 2036年 医師偏在是正の達成

#### 【経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)[抜粋]】

地域医療構想の実現に向けて地域ごとの「地域医療構想調整会議」での具体的議論を促進する。病床の役割分担を進めるためデータを国から提供し、個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する。これに向けて、介護施設や在宅医療等の提供体制の整備と整合的な慢性期機能の再編のための地域における議論の進め方を速やかに検討する。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。また、地域医療介護総合確保基金について、具体的な事業計画を策定した都道府県に対し、重点的に配分する。

#### 【経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)[抜粋]】

地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する。

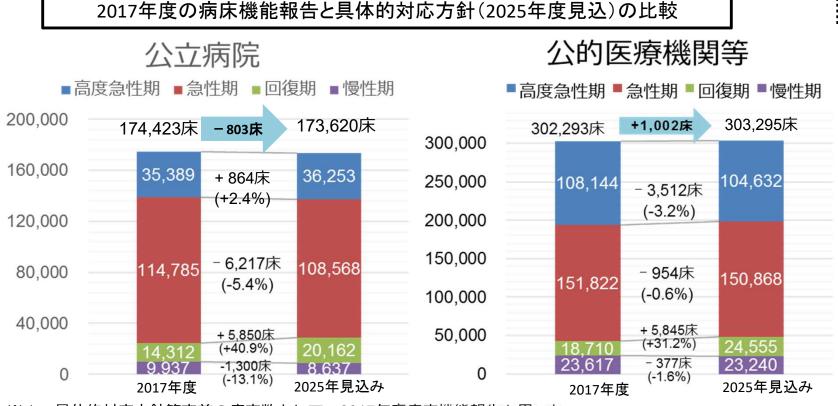
#### 【経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)[抜粋]】

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中(※)に対応方針の見直しを求める。民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、2020年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に所要の措置を講ずる。地域医療介護総合確保基金の配分(基金創設前から存在している事業も含む)における大幅なメリハリ付けの仕組みや国が主導する実効的なPDCAサイクルを構築するとともに、成果の検証等を踏まえ、真に地域医療構想の実現に資するものとする観点から必要な場合には、消費税財源を活用した病床のダウンサイジング支援の追加的方策を講ずる。病床の転換や介護医療院への移行等が着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討する。
※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋ごろまで。

# 公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の集計結果

- 〇 高度急性期・急性期病床の削減は数%に留まり、「急性期」からの転換が進んでいない。
- トータルの病床数は横ばい。
  - → 具体的対応方針の合意内容が地域医療構想の実現に沿ったものになっていないのではないか。



(参考)構想区域ごとの状況

病床数が減少する合意を 行った構想区域数

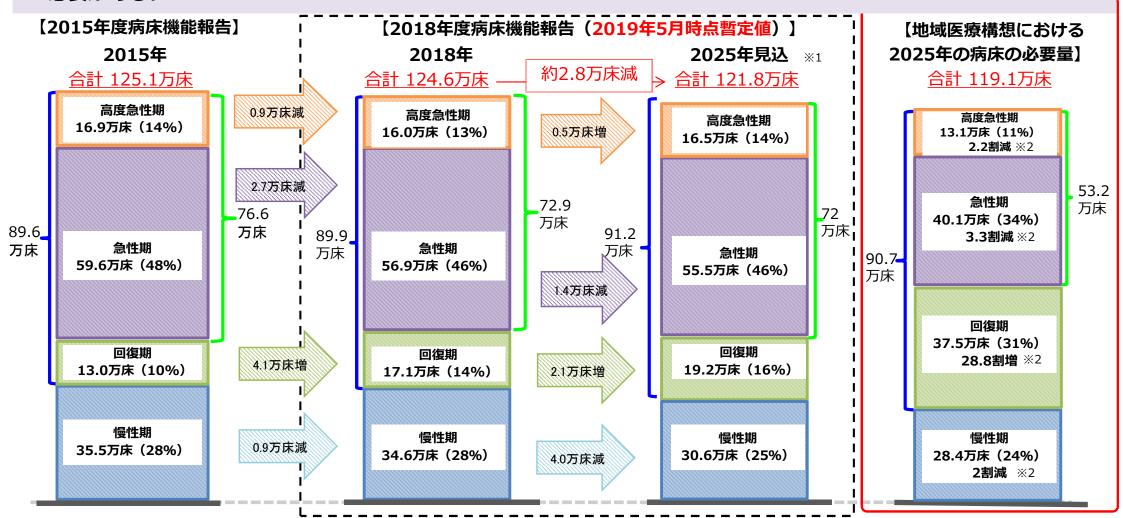
公立分113区域公的等分115区域民間分131区域

医政局地域医療計画課調べ(精査中)

- ※1 具体的対応方針策定前の病床数として、2017年度病床機能報告を用いた。
- ※2 合意に至っていない公立病院・公的医療機関等の病床数は除いて集計。
- 2015年度病床数と2025年の病床の必要量を比較すると、「高度急性期+急性期+回復期」の全国の病床数合計は、 89.6万床→90.7万床と増加する。
- 〇 公立病院・公的医療機関等の病床のうち、93%※は、高度急性期・急性期・回復期であり、具体的対応方針における2025年のトータルの病床数見込みの評価は慎重に行う必要がある。

# 病床機能ごとの病床数の推移(参考)

- 2025年見込の病床数<sup>※1</sup>は**121.8万床**となっており、2015年に比べ、**3.3万床減少する見込みだ**が、地域医療構想 における2025年の病床の必要量と比べ未だ**2.7万床**開きがある。(同期間に、高度急性期+急性期は**4.6万床減少**、 慢性期は4.9万床減少の見込み)
- 2025年見込の高度急性期及び急性期の病床数※1の合計は**72万床**であり、地域医療構想における2025年の病床の必 要量と比べ18.8万床開きがある。一方で回復期については18.3万床不足しており、「急性期」からの転換を進める 必要がある。



※1:2018年度病床機能報告において、「2025年7月1日時点における病床の機能の予定」として報告された病床数 ※2:2015年の病床数との比較

※3:対象医療機関数及び報告率が異なることから、年度間比較を行う際は留意が必要

# 診療実績の分析と再検証の要請の流れ(イメージ)について

- A) 「診療実績が特に少ない」の分析(がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修・派遣機能の9領域)
  - 各医療機関が所在する構想区域の人口規模によって診療実績は影響を受けることから、構想区域を①「人口100万人以上」、②「人口50万人以上100万人未満」、③「人口20万人以上50万人未満」、④「人口10万人以上20万人未満」、⑤「人口10万人未満」の5つのグループに分けて、診療実績の分析を行う。

医療機関単位の 「診療実績が特に少ない」の分析 「診療実績が特に少ない」領域が 多数となる公立・公的医療機関等 「医療機関単位)

注)人口100万人以上の構想区域も含む。

B) 「類似かつ近接」の分析 (がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期の6領域)

医療機関単位の 「類似」かつ「近接」の分析 「類似」かつ「近接」領域が 多数となる公立・公的医療機関等 「毎様証を要請 (医療機関単位)

当該病院が所在する構想区域 における医療提供体制につい て検証を要請(都道府県へ)

注) 人口100万人以上の構想区域に所在する公立・公的医療機関等は、類似の状況にある医療機関が多数に及ぶことから別に整理が必要なため、今回は 「類似かつ近接」に係る再検証は要請せず、今後、必要な検討を行うこととする。ただし、分析結果は公表する。

# 具体的対応方針の再検証等について(令和2年1月17日付け医政局長通知のポイント)

#### 1. 基本的な考え方

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行う」とされたことを踏まえ、<u>地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させることを目的に、厚生労働省において、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を実施。</u>
- このうち、「A 診療実績が特に少ない」(診療実績が無い場合も含む。)が<u>9領域全て(以下「A9病院」という。)</u>、又は「B 類似かつ近接」(診療実績が無い場合も 含む。)が<u>6領域全て(人口100万人以上の構想区域を除く。以下「B6病院」という。)となっている公立・公的医療機関等の具体的対応方針を再検討の上、地域 医療構想調整会議において改めて協議し、合意を得るよう求めるもの。</u>
- 厚生労働省の分析結果は、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割や、それに必要な病床数や病床の機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではない。各公立・公的医療機関等の取組の方向性については、地域医療構想調整会議において、当該分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら、議論を尽くすこと。

#### 2. 再検証要請等の内容

#### <mark>(1)再検証対象医療機関(A9・B6病院)の具体的対応方針の再検証</mark>

以下①~③についてA9・B6病院で検討の上、その検討結果を調整会議で協議すること。

B6病院が所在する構想区域の調整会議では、④についても協議すること。 A9病院が所在する構想区域の調整会議では、必要に応じて、④について も協議すること。

- ① 現在の地域の急性期機能、人口の推移、医療需要の変化等、医療機関を取り巻く環境を踏まえ、2025年を見据えた自医療機関の役割の整理
- ② ①を踏まえた上で、分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性(他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小等)
- ③ ①②を踏まえた4機能別の病床の変動

#### 【構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証】

④ 構想区域全体における領域ごとの2025年の各医療機関の役割分担の 方向性等(必要に応じて、病床数や医療機能を含む。)

#### 3. 主な留意事項

- 定例的な調整会議の会議資料や議事録等はできる限り速やかな公表に努めること。ただし、国から提供した分析結果は、都道府県の最終確認を踏まえ国が確定するまでは、当該資料等については非公表として取り扱うこと。また、 随時開催を組み合わせながら、より多くの医療機関の参画が得られるような工夫をすること。
- 公立・公的医療機関等については、開設主体ごとに期待される役割や税制 上・財政上の措置等の違いに留意が必要。等

#### (2) 一部の領域で「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」に 該当する公立・公的医療機関等(A1~8・B1~5病院)への対応

調整会議において、A1~8·B1~5病院(人口100万人以上の構想区域を除く。)の具体的対応方針について改めて議論すること。(※)

具体的対応方針の見直しが必要と調整会議が判断した場合、当該医療機関は具体的対応方針の見直しを行い、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

※ 2019年3月までに合意された具体的対応方針における役割及び病床数が現状から変更が ないもの等については、将来の医療需要等を踏まえてその妥当性を確認することに留意。

#### (3) H29病床機能報告未報告医療機関等への対応

調整会議において、H29病床機能報告未報告等医療機関等は、具体的対応方針の妥当性について、直近の自医療機関の実績等を踏まえて説明すること。調整会議において合意が得られなければ、具体的対応方針を見直し、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

#### 4. 今後の進め方及び議論の状況把握

当面、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を基本として、調整会議での 議論を進めること。

今後、厚生労働省において、再検証に係る地域医療構想調整会議の議論の 状況を把握し、2020年度から2025年までの具体的な進め方(スケジュール等) については、状況把握の結果及び地方自治体の意見を踏まえ、整理の上改め て通知予定。

8

# 地域医療構想の実現を図るための病床ダウンサイジング支援について

令和2年度予算案:84億円

- 地域医療構想の実現を図る観点から、病床ダウンサイジングや、統廃合により病床を廃止する際の財政支援を実施する。 【補助スキーム:定額補助(国10/10)】
- 〇 当該補助制度は令和2年度限りとし、令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床ダウンサイジング支援を実施する。

#### 「病床削減」に伴う財政支援

稼働病棟より病床を削減した病院等(統廃合により廃止する場合も含む。)に対し、1床あたり病床稼働率に応じた額を交付。 ※病床数を稼働病床の10%以上削減する場合に対象。

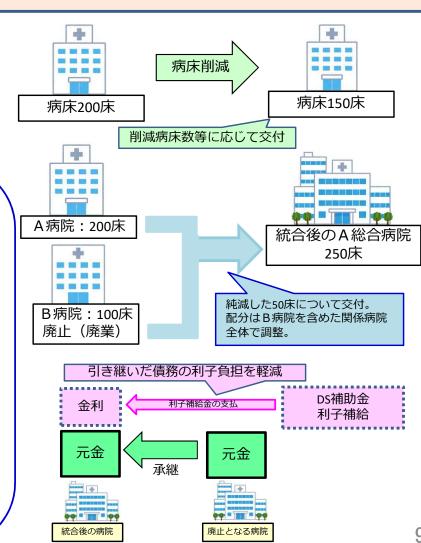
## 「統廃合」に伴う財政支援

【統合支援】統廃合(廃止病院あり)を伴う病床削減を行う場合の コストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり病床稼 働率に応じた額を関係病院全体へ交付(配分は関係病院で調整)。

- ※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。

【利子補給】<u>統廃合を伴う病床削減</u>を行う場合において、<u>廃止される病院の残債を統廃合後残る病院に承継させる</u>場合、当該<u>引継債務</u> に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付。

- ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。
- ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。



# 重点支援区域について

#### 1 背景

経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)において、地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、**重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行う**こととされた。

#### 2 基本的な考え方

- 都道府県は、<mark>当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意を得た上で、</mark>「重点支援区域」に申請を行うものとする。
- 「重点支援区域」は、<mark>都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定する。</mark> なお、<u>選定は複数回行う</u>こととする。
- 重点支援区域の申請または選定自体が、再編統合の方向性を決めるものではない上、<u>重<mark>点支援区域に選定された後も再編統合等の結論については、</u> あくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることに留意が必要。</u></mark>

#### 3 選定対象

「重点支援区域」における事例としての対象は、

「複数医療機関の再編統合 (\*1) 事例」とし、以下①②の事例も対象となり得る。

- ①再検証対象医療機関(※2)が対象となっていない再編統合事例
- ②複数区域にまたがる再編統合事例
- ※1「再編統合」には、地域の医療提供体制の現状や将来像を踏まえつつ、個々に医療機関の医療提供 内容の見直しを行うため、
  - ・医療の効率化の観点から、ダウンサイジングや、機能の分化・連携、集約化
  - ・不足ない医療提供の観点から、機能転換・連携等の選択肢が含まれる。
- ※2 厚生労働省が分析した急性期機能等について、「診療実績が特に少ない」(診療実績がない場合も含む。)が9領域全てとなっている、又は「類似かつ近接」(診療実績がない場合も含む。)が6領域(人口100万人以上の構想区域を除く。)全てとなっている公立・公的医療機関等

#### 【優先して選定する事例】

以下の事例を有する区域については、再編統合を進める上で論点が多岐に渡ることが想定されるため、優先して「重点支援区域」に選定する。

なお、<u>再検証対象医療機関が含まれる再編統合事例かどうかは、選定の</u> 優先順位に影響しない。

- ①複数設置主体による再編統合を検討する事例
- ②できる限り多数(少なくとも関係病院の総病床数10%以上)の病床数を 削減する統廃合を検討する事例
- ③異なる大学病院等から医師派遣を受けている医療機関の再編統合を検討する事例
- ④人口規模や関係者の多さ等から、より困難が予想される事例

#### 4 支援内容

重点支援区域に対する国による技術的・財政的支援は以下を予定。

#### 【技術的支援】

- ・地域の医療提供体制や、再編統合を検討する医療機関に関する データ分析
- ・関係者との意見調整の場の開催等

#### 【財政的支援】

- ・地域医療介護総合確保基金の令和2年度配分における優先配分
- ・新たな病床ダウンサイジング支援を一層手厚く実施

#### 5 スケジュール

重点支援区域申請は<u>随時募集</u>することとし、<mark>1月中をメドに一回目の重点支援区域の選定を行う</mark>予定。(<mark>選定は複数回実施</mark>する予定。)

# 奈良県の南和地域の広域医療提供体制の再構築

第8回地域医療構想に関するWG (平成29年10月26日) 資料1-2

発想の契機

- •町立大淀病院
- •県立五條病院
- •国保吉野病院

3つの公立病院(急性期)がそれぞれ 医療を提供



患者数 減少 悪循環 医療機能 低下 医師数 減少

連携内容

医療機能が低下している3つの公立病院を、1つの救急病院(急性期)と2つの地域医療センター(回復期・療養期)に役割分担し、医療提供体制を再構築

12市町村とともに、県が構成員として参加する全国でも珍しい一部事務組合で3病院の建設、改修、運営を実施

#### 南和広域医療企業団

#### 回復期・慢性期

吉野病院 改修(H28年4月)





連携

#### 急性期 • 回復期

南奈良総合医療センター 新設(H28年4月)

#### 回復期・慢性期

五條病院 改修(H29年4月)



H29.3ドクターヘリ 運用開始





#### 連携の成果

- ・急性期から慢性期まで切れ目の無い医療提供体制を構築
- · 救急搬送受入数 計 5.7件→11.2件/日(H28年度実績)
- |•病床利用率 65.0%→**88.8%**(H28年度実績)
- ・へき地診療所との連携強化

(医療情報ネットワークで結び、病院の予約や検査結果の相互利用)

### 再編前

3病院の医師数 (常勤換算) ※全て急性期病院

> 五條病院 25.7 人 大淀病院 13.0 人 吉野病院 9.7 人 (計 48.4人)

#### (参考)

南和医療圏 人口 78,116人 (2015年) 医師数 107人 (2014年) 人口10万人あたり医師数 137人 (2014年)

# 再 編 後

# 集約化のメリット

#### 3病院の医師数 (H29.4.1現在)

(急性期中心)

南奈良総合医療センター

58.2 人

(回復期·慢性期中心) 吉野病院

5.8人

五條病院

3.0人

(計 67.0 人)

#### 集約化による 急性期機能の向上

3病院の医師数計 48.4 人 ⇒ 60.8 人 (H28.4月時点) (1. 26倍)

に対し

救急搬送受け入れ件数 2,086件 ⇒ 4,104件(H28実績) (1.97倍)

# 症例集積や研修機能の向上による若手医師への魅力向上

- ✓ 専門研修基幹施設(1領域) 総合診療科
- ✓ 専門研修連携施設(12領域) 内科、外科、小児科、整形外科、 救急科、脳神経外科、麻酔科、 皮膚科、病理、形成外科 放射線科、総合診療科
- ✓ 基幹型臨床研修指定病院の指定 申請(H31年度の受入を目指す)

#### 病院の役割の明確化による 医局からの協力

- ✓ 医大医師配置センターから 3病院への派遣人数 (H28,4派遣)
- 要請人数 52人(25診療科)
- 派遣人数 51人(25診療科)

24時間365日の救急体制のために必要な医師数

# スケールメリットによる 診療科の増加・強化

- ✓ 再編後に開始した診療科
  - 産婦人科
  - 歯科口腔外科
  - 精神科
  - 救急科
- ✓ 小児科の機能強化
  - 南奈良総合医療センターに 機能集約
  - 小児科救急輪番の充実 輪番日以外にも宿直対応、
  - 夕診、午後診も実施